

令和3年（行ウ）第277号

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国

第9準備書面

2026年（令和8年）4月27日

東京地方裁判所民事第2部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 弁護士 出口 かおり



1 不開示決定の取消訴訟における審理判断の方法について

最高裁令和7年6月3日第三小法廷判決（民集79巻4号1389頁、判タ1540号16頁）は、「開示請求に係る行政文書は、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならず（情報公開法5条）、その一部に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとされている（同法6条1項）。」と述べて、開示請求に係る行政文書に記録された情報は原則として公開されるべきこと、一部に不開示部分が記録されている場合でもこれを容易に区分して除くことができる場合には部分開示義務があることを確認的に述べた。

その上で、林道晴裁判官は、「情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理や判断方法について、具体的に検討したところを補足的に述べる」として、多数意見が明らかにしていない前提などに具体的に踏み込んだ形で補足意見を述べた。

すなわち、まず、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟において、被告が主

主張立証責任を負うことを一般論として示した。次いで、被告による主張立証の仕方、すなわち実施機関たる処分庁の行為規範として、「不開示部分に、一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかに」すべきこと、その上で、「対象文書を実際に見分することができない裁判所や原告にも理解可能な形で」不開示情報該当性についてできる限り具体的に主張立証すべきことが示された。その際には、被告において、不開示部分をできる限り細かく区切って主張立証することが求められるとしている。

そして、被告による不開示部分の区切り方の合理性を判断するにあたっての考慮要素として、①対象文書の体裁、②行政文書としての性質等、③不開示情報を定めた情報公開法5条各号の趣旨、④不開示部分に記録された情報の一般的・類型的な内容の4つを挙げる。

2 原告は不開示部分の内容を知り得ないこと

最高裁判所裁判官が情報公開訴訟における不開示部分の主張立証責任についてこれほど具体的な指摘をするのは、情報公開訴訟における被告のこれまでの主張立証のあり方を問い質すものである。すなわち、宇賀克也裁判官意見にあるとおり、「不開示決定取消訴訟においては、一般的には、原告は当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ない」のに対し、被告は「当該行政文書を保有しており、その内容を知っているのであるから、どの行政文書のどこに不開示情報が記録されており、それがいかなる理由で不開示情報に当たるかを、不開示情報の内容自体を明らかにしない範囲で説明することは容易なはずである。」このような情報公開訴訟の特色に鑑みれば、情報公開法5条各号が定める不開示情報に該当するとの被告主張の内容が、原告及び裁判所において具体的に理解できる程度に立証責任を果たすべきは当然である。

3 本件各不開示部分について

本件訴訟でも、裁判所から被告に対し、前記最高裁判決を踏まえて、本件各不開示部分について細分化を検討してもらいたい旨の働きかけがなされた。その結果、一部の不開示部分を細分化したとして、細分化した文書について、各書証番号に枝番1をつけた書証が被告から示されたが、依然として極めて不十分である。

そもそも、各文書のタイトルや作成名義すら開示されていない文書が依然として多く（乙①1－1から乙①6－1、乙②1、乙②3－1など）、不開示部分に記録された情報の一般的・類型的な内容すら明らかでない文書が多い。これでは、原告や裁判所において、不開示部分の区切り方の合理性を検証することすらできない。

例えば、第1分冊について、乙①1－1は、被告準備書面（12）第1によれば、運輸安全委員会の事故調査部門が、本件事故調査について、調査委託の可否や委託先候補であった団体の適性等を検討するために作成した文書とのことであるが、タイトルも作成名義人がわかる部分も不開示にされており、小見出しも大部分が墨塗りで、何についての調査であるかが全くわからない。また、行政の内部規則等で書式が定められている類の文書でもなく、内部規則や書式等からこの文書の一般的・類型的な内容を原告や裁判所に置いて理解することもできない。

原告第8準備書面等で原告が主張したように、本件は、事故調査が完了し、事故調査報告書の公表が終わった後になされた開示請求である。法5条5号にいう意思形成過程情報は、意思決定後については原則としてあてはまらない。被告が同号の「おそれ」があると主張するのであれば、原告第3準備書面第1の5で述べたように、単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があることを具体的に主張立証する必要がある。そのためには、タイトルや小見出しを開示し、各項目の記述についても、調査手法等についての一般的な説明にとどまる記述を開示するなどしたうえで、なお不開示として残った部分を細分化し、前後の記述や見出しに即して不開示と判断した理由を具体的に説明することが必要というべきである。

乙①2－1から乙①6－1はいずれも何らかの手引きと題する文書で、目次も設

けられていることがわかるところ、目次部分は不開示のままである。一般に目次には大項目や小見出し等が記述される程度で、不開示事由に該当するような情報が記録されているとは認められない。他方で、不開示部分に記録された情報の一般的・類型的な内容を理解する上で、目次の記載内容が手掛かりとなる可能性は高い。

そうすると、これら「手引き」と題する文書について、裁判所や原告にも理解可能な形でできる限り具体的に被告が主張立証するためには、少なくとも被告において、各文書のタイトルや作成名義、目次及び各目次に対応する本文の見出しや小見出しを明らかにする必要がある、その上で、各小見出しの記述が不開示事由に該当するといえるのであれば、不開示事由に該当すると判断する理由を具体的に説明すべきである。

以上